

「災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定」締結の公募

次のとおり協定締結の希望者を公募します。

協定締結を希望する者には、別途、応募資料作成要領(別紙)を交付しますので、応募資格確認申請書等の提出をお願いします。

なお、本協定締結の公募は業務発注ではありませんので入札は行いません。

令和7年8月1日

国土交通省中部地方整備局長

森本 輝

1. 協定の概要

- (1) 名 称: 災害時における職員の宿泊施設の確保等の協力に関する協定
- (2) 目 的: 地震・大雨等の自然災害等が発生した場合に、被害の拡大防止及び被災施設の早期復旧のために中部地方整備局(以下「甲」という。)の職員が被災地に派遣される際に必要となる宿泊施設の確保に向け、宿泊施設の施設情報の提供及び予約について協定の相手方(以下「乙」という。)の協力を受けることにより、迅速かつ円滑な宿泊施設の確保に寄与することを目的とする。
- (3) 内 容: 乙は甲からの協力要請に基づき、職員派遣時に必要となる宿泊施設の施設情報の提供及び予約を行うものとする。詳細については、応募資格確認結果の通知後、応募資格を満たした者と協議し、協定の目的が達せられるよう協力可能な範囲で定める。
- (4) 範 囲: 日本国内
- (5) 期 間: 協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、協定の期間満了後も甲乙いずれからの申出が無い場合は、協定関係を継続することとする。なお、その場合は従前と同一の内容で、さらに3年間更新するものとする。
また、甲乙いずれかの申出により、協定は廃止することができるものとする。
なお、申出の時期は廃止する期日の1か月以前とする。

2. 応募資格

- (1) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」にて、北海道、東北、関東、東海・北陸、近畿、中国、四国及び九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 旅行業法施行規則(昭和46年11月10日運輸省令第61号)第1条の2第1項第1号又は第2号の旅行業の登録者であること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 個人情報の取り扱いに関し、社内に秘密保持体制が整っていること、又は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークの付与認定を受けた法人であること。

3. 応募資料の作成及び提出に関する事項

応募資料は次のとおりとする。なお、応募資料の作成方法については、別途交付する応募資料作成要領によること。

- (1) 応募資格確認申請書
- (2) 旅行業法施行規則第1条の2第1項第1号又は第2号の旅行業の登録が証明できる書類
- (3) 旅行業法第12条の2に基づく旅行業約款を記載した書類
- (4) 個人情報の取扱に関する社内規定の写し又はプライバシーマーク認定証の写し

4. 応募資料作成要領に関する事項

- (1) 担当部局

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 合同庁舎第2号館

国土交通省 中部地方整備局 防災室 管理係

TEL052-953-8357 FAX052-953-8362

- (2) 応募資料作成要領の交付

交付方法 中部地方整備局公式ウェブサイトからダウンロード

(URL: <https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/index.htm>)

5. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局

防災室 建設専門官 服部 敦

管理係長 神谷 真生

TEL:052-953-8357